

浜松市立花川小学校	浜松市中区花川町781番地
浜松市立南庄内小学校	浜松市西区庄和町108番地の3
浜松市立鏡山小学校	浜松市天竜区只来97番地の3
浜松市立熊小学校	浜松市天竜区熊2153番地
浜松市立元城小学校	浜松市中区元城町102番地の1

別表2

学校名	指定地域
浜松市立佐藤小学校	蒲小学校区

指定校(通学する学校)の変更に関する制度

このページを印刷する 2009年7月23日

ページの概要: 指定校(通学する学校)の変更に関する制度について

1. 就学する学校の指定について

市立小・中学校には、学校ごとに通学する区域として通学区域が定められています。お子さんの就学する市立小・中学校は、この通学区域と住所にもとづいて、お住まいの住所地の区長が学校を指定します。(特別支援学級に入級する場合を除きます。)このように指定された学校を「指定校」といいます。

2. 学区外通学・区域外就学について

お子さんの就学する市立小・中学校は、基本的にはお住まいの住所によって学校を指定しています。しかし、「市内で引っ越しをしたが、もうすぐ卒業なので今通っている学校で卒業したい。」など、つぎの「4」でしめす区分、要件に該当する場合は、指定された学校の変更を申請することができます。

このことにより学校を変更し就学することを「学区外通学」といいます。また、市外に住所のあるお子さんについても「5」でしめす区分、要件に該当する場合は、市立小・中学校への就学を申請することができ、このことにより就学することを「区域外就学」といいます。

学区外通学とは

市内に住民登録がある児童生徒に対して、定められた通学区域(学区)以外の市立小・中学校への通学を認める制度のことです。

区域外就学とは

市外の市町村に住民登録がある児童生徒に対して、市立小・中学校への通学を認める制度のことです。

※お子さんの住民登録をいつわることによって他学区の学校へ入学すること(越境入学)は認められません。

3. 手続きについて

学区外通学を申請する場合は、就学を希望する学校へご相談のうえ、学校長の承諾書及びその事由が確認できる書類、印鑑を持参し、住所地の区役所市民課・支所市民係(志段味支所は庶務係)へ申請をしてください。

区域外就学については、住所地の教育委員会と本市の教育委員会との事前の協議が必要となります。申請する場合は、その事由が確認できる書類、印鑑を持参し、就学を希望する学校へお申し出ください。

4. 学区外通学の区分、要件及び申請書類

学区外通学の区分、要件及び申請書類について

区分	要件	申請書類
1 身体的理由により近距離の学校に就学する場合	肢体不自由、心臓病等身体に障害のある児童生徒が、指定校以外の近距離の学校への就学を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 医師の診断書
2 保護者の勤務地のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、勤務先で児童を保育している間、保護者の勤務地のある学区の小学校へ就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	<ul style="list-style-type: none"> 学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 勤務先の証明書(営業許可書、責任者の証明等) 誓約書(別紙4) [更新で小学校6年修了まで申請するときのみ]
3 学童保育施設のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、学童保育施設を利用している間、その施設のある学区の小学校への就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	<ul style="list-style-type: none"> 学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 保育施設長の証明書 勤務先の証明書 誓約書(別紙4) [更新で小学校6年修了まで申請するときのみ]
4 住所移転予定地の学区の学校に就学する場合	住所の移転が確定していて、転居時が学期の途中となるため、その学期の始めからあらかじめその学区の学校への就学を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 入居が確実に行われる旨の証明書(住宅公社、公団、建

5	小学校6年生及び中学校3年生の特例の場合	小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合で、卒業まで引き続き従前の学校への就学を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 策・不動産業者等の証明したもの) ・学区外通学承諾書(別紙5)※学区外通学許可申請書(別紙1)は省略する。
6	1学期始業式以後に住所を移転する場合	1学期始業式以後に住所を移転する場合で、その学年末まで従前の学校への就学を希望するものであること。(小学校6年生及び中学校3年生の場合は、区分5で申請する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・短期学区外通学承諾書(兼誓約書)(別紙6)※学区外通学許可申請書(別紙1)は省略する。
7	住宅の建替による場合	住宅の建替により一時的に他学区へ住所を移転し、建替終了後に元の学区に戻る場合で、その間従前の学校を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・建替による移転である旨の証明書(住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
8	通級指導教室設置校に就学する場合	通級指導教室に通級する場合で、設置校への就学を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3)
9	帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級に入級する場合	保護者の勤務等により引き続き1年以上海外に在留し、帰国後3年以内の日本語教育等を必要とする者が、帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級への入級を希望するものであること。または、卒業年次にある帰国児童受入学級の児童が、帰国生徒受入学級への入級を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外通学許可申請書(別紙1) ・「帰」入学承諾書(別紙7)
10	親類宅のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、親類(児童から3親等以内)に児童を昼間預けている間、親類宅のある学区の小学校へ就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・勤務先の証明書(営業許可書、責任者の証明等) ・児童預かり書(別紙8) ・児童の戸籍謄本(外国籍児童の場合は、申述) ・誓約書(別紙4) [更新で小学校6年修了まで申請するときのみ]
11	地理的理由により近距離の学校に就学する場合	自宅から指定校までが遠距離(小学校2km以上、中学校3km以上)にあり、かつ、通学に際して特に配慮を必要とする場合に、自宅から最も近距離となる学校を希望するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の意見書(別紙9) ・地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の通学方法(別紙10)
12	その他の場合	申請が、やむを得ない事由と認められるとき。ただし、教育委員会と協議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外通学許可申請書(別紙1) ・承諾書(別紙3) ・協議参考資料

(注)

1. 区分の2,3及び10で更新する場合には、保護者は区役所(支所)へ出向き、改めて学区外通学の申請手続きが必要。
2. 区分の6は、小学校1年生及び中学校1年生の1学期にあつては、入学式以後の住所移転の場合について適用する。
3. 「承諾書」は、学区外通学を希望する学校の長の承諾書とする。ただし、区分の6の場合は、学区外通学を希望する学校の長と指定校の長の承諾書、両方を必要とする。
4. 区分の11は、別紙10を指定校の長に提出し、指定校の長の意見書(別紙9)及び学区外通学を希望する学校の承諾書をあわせて申請する。

5.区域外就学の区分、要件及び申請書類

詳細		
区分	要件	申請書類
1 身体的理由により 近距離の学校に 就学する場合	肢体不自由、心臓病等身体に障害のある児童生徒が、市内の近距離の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・医師の診断書
2 住所移転予定地 の学区の学校に 就学する場合	市内の住所への移転が確定していて、転居時が学期の途中となるため、その学期始めからあらかじめその学区の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・入居が確実に行われる旨の証明書 (住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
3 小学校6年生及び 中学校3年生の特 例の場合	小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合で、卒業まで引き続き従前の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1)
4 1学期始業式以後 に住所を移転す る場合	1学期始業式以後に市外の住所へ移転する場合で、その学年末まで従前の学校への就学を希望するものであること。(小学校6年生及び中学校3年生の場合は、区分3で申請するものとする。)	・区域外就学許可申請書(別紙1)
5 住宅の建替によ る場合	住宅の建替により一時的に市外の住所へ移転し、建替終了後に元の学区に戻る場合で、その間従前の学校への就学を希望するものであること。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・建替による移転である旨の証明書 (住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
6 その他の場合	申請が、やむを得ない事由と認められるものであること。ただし、教育委員会と協議する。	・区域外就学許可申請書(別紙1) ・協議参考資料

(注)

1. 区分の4は、小学校1年生及び中学校1年生の1学期にあつては、入学式以後の住所移転の場合について適用する。
2. 許可期間の途中で児童生徒の住所をその通学区域とする小学校又は中学校に転校する場合は、保護者は在学中の学校の長へ転学届を提出するものとする。
3. 「病院内学級への入級」は、区分の6を適用する。

文字 [大きくする](#) [小さくする](#) [元に戻す](#) Google

検索

[京都市トップページ](#) [市の組織](#) [教育委員会事務局](#) [各課の窓口](#) [調査課](#)
[就学の手続](#) 「通学区域外就学」について

「通学区域外就学」について

[2010年5月31日]

1 通学区域外就学について

○ 京都市では、児童・生徒が就学すべき京都市立小・中学校は、居住地の住所地（町及び地番）

による通学区域に基づいて指定していますが、特別の事情により、やむを得ない理由がある場合

に限り、京都市教育委員会の許可等を受けて、通学区域外就学することができます。

○ 京都市では、「通学区域外就学事務取扱要綱」に基づき取扱いを行っており、あらかじめ許可

できる要件等を定めています。手続は、各小・中学校で行いますので、定められた要件に該当

するかどうかなどを、まずは、指定の小・中学校又は現在在学されている小・中学校に御相談

ください。

○ 通学区域外就学を許可又は承認された場合に、その許可期限が切れたとき、又は特別の事由

がなくなったときは、本来就学すべき学校へ帰校（転校）することになります。

・ 当初の事情に変更があった場合や転居した場合は、必ず在学する学校（区域外校）に申し出て

ください。

・ 虚偽の申請をされ、あるいは当初の事情に変更があった場合に、申し出られなかった場合には

直ちに、本来就学すべき学校へ帰校（転校）していただくとともに、官公署への通報その他法的な

措置を講ずることがあります。

・ 小学校で通学区域外就学が認められていた場合でも、中学校からは指定学校への就学が原則

ですので御注意ください。

2 通学区域外就学許可基準

通学区域外就学許可基準

項目	事由	期限
(1)学年途中転居	学年途中で他の通学区域に転居するが、元の学校に引き続き就学したい場合	学年末まで
(2)小学5年・中学2年転居	小学校5年生又は中学校2年生時点の転居で、元の学校に引き続き就学したい場合	卒業まで
(3)転居予定地への先行就学	学年途中で他の通学区域に転居することが確実であるため、学年又は学期の当初から転居予定先の学校に就学したい場合	学年末まで
(4)一時転居	1. 住宅の新築、増改築等により、一時的に他の通学区域へ転居するが、1年以内に戻る事が確実である場合 2. 風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合	1年以内
(5)住宅融資関係	住宅購入等に係る融資手続のため住民票のみ先行異動し、実際の転居が遅れることから、元の学校に引き続き就学したい場合	1年以内
(6)育成学級入級	障害に対応する育成学級が本来校に設置されないため、本来校以外の育成学級に入級する場合	卒業まで
(7)指定地区	通学距離や通学途上の安全又は自治会活動等を考慮して、地域単位で通学区域外就学することが適当であると教育委員会が指定した地区	卒業まで
(8)通院・治療等	児童又は生徒の心身の障害や病気治療等のため、本来校への通学が困難又は適当でないと認められる場合	事由解消時
(9)帰国子女・外国人	帰国子女又は外国人で、日本語能力や生活環境の変化等において配慮が必要な場合	事由解消時
(10)昼間留守家庭 (小学校のみ)	1. 保護者が勤務の事情で昼間不在のため、出勤時に児童を他の通学区域の親類宅や小学校に送り、放課後親類宅や学童保育所から保護者と一緒に帰宅する場合 2. 自営業で家族と一緒に他の通学区域の事業所に行き、事業所の所在地の小学校に就学したい場合	事由解消時
(11)兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が許可(承認)を受けて通学区域外就学をしているため、兄弟姉妹と同一の学校に就学したい場合	当該兄弟姉妹に係る許可の終期まで
(12)事由解消後継続	区域外就学の許可を受けて通学しており、その許可期間の最終日において小学校5年生、小学校6年生、中学校2年生又は中学校3年生であって、引き続き当該学校への就学を希望する場合	卒業まで
(13)転居に伴う教育的配慮	転居時に小学校1年生から小学校4年生の児童又は中学校1年生の生徒が、元の学校に引き続き就学を希望する場合で、当該児童又は生徒に特段の配慮を要すると教育委員会が認めるとき	卒業まで
(14)特別な事情による教育的配慮	前各号以外の場合で、本人又は家庭の事情その他特別な事由により、特に教育的配慮が必要であると教育委員会が認めるとき	事由解消時

* 「(14)特別な事情による教育的配慮」には、いじめを理由とする場合も含まれません。

なお、「(13)転居に伴う教育的配慮」、「(14)特別な事情による教育的配慮」は、不登校や

いじめを受ける「おそれ」があるというだけで、許可されるものではありませんので、十分

ご注意ください。

* 手続は、各小・中学校で行います。まずは、指定の小・中学校又は現在通学されている

小・中学校等にご相談ください。

大阪市立小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可基準

大阪市立の小学校並びに中学校における、学校教育法施行令第8条に基づく学校指定の変更（以下「指定外就学」という。）及び第9条に基づく区域外就学の許可基準は以下のとおりとする。

ただし、下記のいずれの場合も教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限る。また、許可については当該児童生徒についてのみ認めるものとする。

1 区役所受付分

(1) 許可基準

許 可 事 項	許 可 期 限	必要書類等
① 一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき	入学日（4月1日）から当該学年末までに転居する場合	・指定外・区域外就学願書 ・不動産売買契約書、 工事請負契約書等入居時期や入居が確認できる書類
② 住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	一時転居期間中	・指定外・区域外就学願書 ・工事請負契約書等、工事完了（再入居）時期が確認できる書類
③ 学年中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該学年末まで 但し、転居が最終学期終業式以降である場合、当該小学校又は中学校の次年度の学年末まで	・指定外・区域外就学願書
転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該小学校又は中学校卒業まで（小学校から引き続き中学校へは許可しない） 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	
④ 小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき	当該年度末まで 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	・指定外・区域外就学願書 ・勤務地又は事業所の所在を証明する書類 ・保育に欠ける旨の証明 ・家族全員の住民票の写し ・保護者に代わる親族の誓約書 ・その他、区長が必要と認める書類
⑤ 市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき	院内学級在籍中	・指定外・区域外就学願書
⑥ 通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき	特別支援学級在籍中	・指定外・区域外就学願書

上記の事項の他、国立、私立小学校又は中学校および市立咲くやこの花中学校へ就学する場合は、「指定学校外就学届」に入学を希望する学校の「入学許可書」を添えて、住所地の当該区役所窓口サービス課へ届け出る。

(2) 申請手続き

申請者は、事実を証明する書類を添え、当該学校の存する区役所窓口サービス課へ申請する。
区長は、許可基準に基づき、学校長と協議のうえ、指定外就学又は区域外就学の許可を決定する。

なお、区域外就学の許可を与える場合には、事前に学校教育法施行令9条第2項に基づく協議を、児童生徒の居住地の市町村教育委員会と行う。

(3) 標準処理期間

- ・指定外就学 1週間
- ・区域外就学 1週間（ただし、学校教育法施行令第9条第2項に基づく、住所地の教育委員会との協議に要する期間を除く）

2 教育委員会受付分

(1) 申請要件等

許 可 事 項	許 可 期 限	必要書類等
⑦ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断した場合	当該学年末まで 次年度以降も引き続き 必要な場合は年度毎に 申請を要する	・大阪市こども相談センター・カウンセラー等の意見書 ・その他、教育委員会が必要とする書類 ・（教育委員会で協議後） 指定外・区域外就学願書

(2) 申請方法

保護者は、在籍校の学校長に指定外就学について相談をする。

学校長が転校しか手段がないと判断した場合、学校長は「状況報告書」に上記必要書類を添付して教育委員会中学校教育担当（生活指導）へ申請する。

(3) 許可の協議

教育委員会は、学校長並びに教育相談機関の専門家の意見等を聴取し、指定外就学の適否について協議、その結果並びに受け入れ校を学校長に通知する。

(4) 区役所への手続き

教育委員会が指定外就学を許可した場合、保護者は、区役所窓口サービス課へ「指定外・区域外就学願書」を提出する。



堺市ホーム > 教育委員会 > 学校教育部 > 小・中学校の転校手続き > 市立小・中学校の指定校変更について

市立小・中学校の指定校変更について

平成24年度新1年生保護者の皆様はこちらをクリックしてください。

児童生徒が就学する市立の小・中学校については、住所によって通学区域が定められています。ただし、堺市では以下の基準に該当する場合、保護者の申請により指定校変更が認められる場合があります。

該当項目	内容(条件)	必要書類
(1) 最終学年 (小6・中3)	転居の事実があった日(ただし、転居の事実が小5又は中2の3学期終業式の翌日からの場合を含む)から卒業まで、従前通りの学校に就学することを認めます。(ただし、在籍している学校長が認めた場合に限りです)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更申立書(在籍している学校にあります) ※従前の学校に残る場合は在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。
(2) 途中学年 (小1～小5) (中1～中2) の転居	転居の事実があった日から転居の日の属する年度末(ただし、転居の事実があった日が3学期終業式の翌日からの場合は翌年度末)までに限り、従前通りの学校に就学することを認めます。(ただし、在籍している学校長が認めた場合に限りです)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更申立書(在籍している学校にあります) ※従前の学校に残る場合は在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。
(3) 転居予定	<p>お引越しが決まっている場合、予め転居先の校区の小学校(中学校)に各学期の始めから就学することができます。なお、以下の条件が必要です。</p> <p>※転居予定先の不動産物件(売買、賃貸等)の契約が完了していること。</p> <p>※転居完了期限は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期最初から就学する場合 ⇒翌年の3月31日まで ・2学期最初から就学する場合 ⇒翌年の8月31日まで ・3学期最初から就学する場合 ⇒翌年の12月31日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 【注文建築の場合】 ・建設工事請負契約書 ・建築確認書 【建売住宅の場合】 ・不動産売買契約書 【賃貸物件の場合】 ・不動産賃貸契約書 ・市営住宅の場合は入居資格審査(書類審査)結果通知書をご持参ください。 ・府営住宅の場合は大阪府住宅管理センターの発行の当選証明書が必要です。(自身で請求して発行を受けてください。) ※認印は必ずご持参ください。 ※契約者が保護者以外(例:祖父母等)の場合は保護者と契約者の関係がわかる居住申立て(例:契約者は保護者の父であり、保護者をはじめ子どもも同居している旨を書いた文書＝書式は自由)文書も必要です。 ※入居予定日(鍵の受け渡し日)が契約書に記載されていない場合は、別途、請負業者発行の証明書(様式は自由)が必要です。

(4) 改築	住宅の建替えや改築のために校区外に仮住まいするが、従前通りの学校に通学を希望する場合。	<p>・指定校変更申立書(在籍している学校にあります)</p> <p>※従前の学校に就学を希望する場合は在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。</p>
(5) 留守家庭	保護者が仕事等のため、昼間不在であり、お子様を祖父母宅等へ預ける場合、預け先の校区の小学校に就学することができます。ただし、小学校1・2年生が対象(2年時も更新手続きが必要)ですので、3年生になれば自宅のある校区の小学校に転校になります。	<p>・保護者の勤務証明(父母とも)勤務時間・勤務地が明記されていること。(様式は自由です)勤務先の証明印が必要です。</p> <p>※自宅は途中転居するが、預け先の校区の学校に引続き預ける場合は、在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。</p>
(6) 短期転校	短期間で2度以上転居する場合、現在の学校に残る。または、最終転居先校区の学校へ先に就学する。	<p>・指定校変更申立書(在籍している学校にあります)</p> <p>※従前の学校に残る場合は在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。</p> <p>・転居を証明する書類(住宅契約書等)</p>
(7) 保護者入院	保護者が入院した場合、預け先より従前通りの学校に就学することを認める。	<p>・指定校変更申立書(在籍している学校にあります)</p> <p>※在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。</p> <p>・入院を証明する書類(入院誓約書等)</p>

※上記の基準で 引続き学校に残る場合<上記の(1)(2)(4)(6)(7)>は在籍校長の副申(学校長印含む)が必要となりますので、在籍する小・中学校へご相談ください。(必要書類は学校にあります)

(注1)上記(5)＝自宅は途中転居するが、預け先の校区の学校に引続き預ける場合は、在籍学校長の副申、学校長印が必要となりますので、在籍学校へ相談が必要になります。

(注2)上記(6)＝予め最終居住地の学校へ就学を希望する場合は在籍校長の副申は必要ありません。

手続きの概略

・上記の基準で引続き学校に残る場合

(市内間転居の場合)・・・在籍校へ相談・手続き⇒区役所企画総務課⇒区役所市民課で転居手続き

(市外転出の場合)・・・在籍校へ相談・手続き⇒区役所市民課で転出届⇒区役所企画総務課

・上記の基準で堺市立小・中学校に就学する場合

現在の学校で転校用書類(『在学証明書』『教科書給与証明書』)の交付を受ける(注1)⇒区役所企画総務課⇒新しい学校

※(注1)転校用書類は終業式(または最終登校日)以降に発行されます。新小学校1年生以外の方は転校用書類を持参してください。

※市外からの転入の場合、別途「区域外就学願書」が区役所企画総務課で発行されますので、現在お住まいの市町村就学事務担当課へ提出してください。

上記手続きは 各区役所企画総務課で行っています。

印鑑と必要書類をお持ちください。

指定学校の変更について

神戸市教育委員会

神戸市立小・中学校では、住所地により定められた校区に基づき指定された学校に就学していただくことを基本としています。

しかし、相当な理由がある場合には、指定学校以外の学校への就学が認められる場合があります。(別表「指定学校の変更が認められる場合」参照)

(ただし、通学に支障がある場合は認められません。また、学校施設の状況により受入が困難な場合もありますのでご了承ください。)

1. 指定学校変更手続きの概要

- ① 指定学校の変更事由に該当し(別表参照)、指定学校の変更を希望される保護者の方は、あらかじめ、指定学校の校長及び希望学校の校長と指定学校の変更についてよく相談してください。
- ② 住民登録している区役所の市民課で、就学関係届(用紙)を受領し、必要事項を記入してください。
- ③ 必要事項を記入した就学関係届(用紙)を、必要書類を添付の上、指定学校及び希望学校に提出し、校長の承諾を受けてください(両方の校長が承認印を押印)。
- ④ 指定学校及び希望学校の承諾を受けた就学関係届(用紙)(必要書類添付)を、住民登録をしている区役所の市民課に提出し、指定学校変更の手続きを行ってください。

2. 指定学校変更の手続き時期

新1年生の指定学校変更手続きは、原則として、入学前年の12月までに行ってください。

ただし、転居等やむを得ない場合や他の学年については、随時、手続き可能です。

3. 問い合わせ先

神戸市総合コールセンター TEL333-3330

東灘区役所市民課 TEL841-4131 灘区役所市民課 TEL843-7001

中央区役所市民課 TEL232-4411 兵庫区役所市民課 TEL511-2111

北区役所市民課 TEL593-1111 長田区役所市民課 TEL579-2311

須磨区役所市民課 TEL731-4341 北須磨支所市民課 TEL793-1212

垂水区役所市民課 TEL708-5151 西区役所市民課 TEL929-0001

教育委員会事務局教育企画課学事計画係 TEL322-5763

ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/school/area/kouku/>